参考資料1

司法制度改革推進計画要綱(抜粋)

平成14年3月20日

司法制度改革推進計画要綱(抜粋)

着実な改革推進のためのプログラムー

最高裁判所

- 第2 改革を推進するための措置
 - 2 司法制度を支える人的体制の充実強化
 - (5) 裁判官制度の改革
 - エ 裁判所運営への国民参加
 - 裁判所運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを整備するために、家庭裁判所委員会制度の充実を図るとともに、地方裁判所においてもそれと同様の仕組みを導入することとし、所要の措置を講ずる。

(参考)

[政府]

司法制度改革推進計画(抜粋)

- Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化
- 第5 裁判官制度の改革
 - 4 裁判所運営への国民参加

裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備 することに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合に は、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)